

5. 保育料徴収基準額表（令和2年度）

令和2年度の保育料は、次の表のとおりですが、国の動向により変更することもあります。なお、国の制度改正により、3歳以上児（年少から年長児）については令和元年10月より保育料無償となっています。

【教育標準時間認定】（保育時間 8：30～12：30）

階層区分	定義		徴収基準額（月額：円）
第1階層	生活保護世帯		0円
第2階層	町民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	0円
第3階層	町民税所得割課税世帯77,100円以下	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	0円
第4階層	町民税所得割課税世帯211,200円以下		0円
第5階層	町民税所得割課税世帯211,201円以上		0円

【保育標準時間認定】（保育時間 7：30～18：30）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額：円)	
階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法世帯等		0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額10,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	14,000	0
第4階層	10,000円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	9,000	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	18,000	0
第5階層①	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	9,000	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	22,000	0
第5階層②	57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	22,000	0
第5階層③	77,101円以上97,000円未満		22,000	0
第6階層	97,000円以上105,000円未満		32,000	0
第7階層	105,000円以上169,000円未満		39,000	0
第8階層	169,000円以上200,000円未満		45,000	0
第9階層	200,000円以上301,000円未満		51,000	0
第10階層	301,000円以上397,000円未満		57,000	0
第11階層	397,000円以上		59,000	0

※一定所得以下の世帯について、多子世帯・ひとり親世帯への保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、第5階層を3つの区分に分類して表記しています。

【保育短時間認定】（保育時間 8：30～16：30）

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額：円)	
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法世帯等	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	0
第3階層	市町村民税所得割課税額10,000円未満	ひとり親世帯等	6,850
		ひとり親世帯等以外の世帯	13,700
第4階層	10,000円以上48,600円未満	ひとり親世帯等	8,800
		ひとり親世帯等以外の世帯	17,600
第5階層①	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	8,800
		ひとり親世帯等以外の世帯	21,600
第5階層②	57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	8,800
		ひとり親世帯等以外の世帯	21,600
第5階層③	77,101円以上97,000円未満	21,600	0
第6階層	97,000円以上105,000円未満	31,400	0
第7階層	105,000円以上169,000円未満	38,300	0
第8階層	169,000円以上200,000円未満	44,200	0
第9階層	200,000円以上301,000円未満	50,100	0
第10階層	301,000円以上397,000円未満	56,000	0
第11階層	397,000円以上	57,900	0

※一定所得以下の世帯について、多子世帯・ひとり親世帯への保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、第5階層を3つの区分に分類して表記しています。

【延長保育料（保育標準時間及び保育短時間認定の方）】

利用時間	徴収額
7：00～ 7：30	100円
18：30～19：00	100円

利用時間	徴収額
7：30～ 8：30	100円
16：30～18：30	100円

【預かり保育料（※教育標準時間認定の方）】

利用時間	教育標準時間階層区分	徴収額
12：30～16：30	第1階層	0円
	第2階層	100円
	第3～5階層	300円